

令和8年度1回目 小田原市民間提案型ネーミングライツ募集要項

市の公共施設へ愛称を付けていただく企業等の皆様から対価をいただき、施設の維持管理や施設の魅力向上に活用させていただく「ネーミングライツ」の募集を行います。

ぜひ、企業等の皆様の広告宣伝として「ネーミングライツ」をご活用ください。

民間提案型ネーミングライツ対象施設

次の19施設が対象です。

【対象施設一覧】

分類	施設名
社会教育系施設	小田原市生涯学習センター本館
	小田原市生涯学習センター国府津学習館
	小田原市立中央図書館
	郷土文化館
保健・福祉施設	前羽福祉館
	下中老人憩の家
	生きがいふれあいセンターいそしぎ
	ふらっと城山
供給処理施設	扇町クリーンセンター
	環境事業センター
	リサイクルセンター
スポーツ施設	城山庭球場
	城内弓道場
公園	街区公園（142公園）
	城山公園
競輪場関連施設	小田原競輪場
	サンサンヒルズ小田原
市民文化系施設	下曾我市民集会施設
学校教育系施設	学校給食センター

事業開始までのスケジュール

スケジュールは次のとおりです。

内容	日程
事前相談受付、実施	令和8年9月18日（金）～令和8年11月19日（木）
申込書受付	令和8年9月28日（月）～令和8年11月27日（金）
ネーミングライツパートナー選定委員会実施	令和8年12月上旬（予定）
選定結果の通知、公表	令和8年12月中旬（予定）
ネーミングライツ案の市民意見聴取	令和8年12月下旬～令和9年1月下旬（予定）
協議、契約締結、事業開始準備	令和9年2月上旬～令和9年3月下旬（予定）
事業開始	令和9年4月1日（木）

ネーミングライツ期間

- (1) 5年を基本としてご提案ください。
- (2) ネーミングライツ事業の開始時期は、応募いただいた翌年度の4月1日からを基本としますが、準備が整い早期の開始が可能となった場合は、開始を前倒しする場合があります。

ネーミングライツを取得した企業等からいただく対価

- (1) ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からいただく対価（以下「ネーミングライツ料」という。）が金銭の場合は、年額単位で、消費税額及び地方消費税を含む額でご提案ください。
- (2) ネーミングライツ料が金銭ではなく役務等の提供である場合や、金銭に加え役務等の提供である場合は、役務等の内容をご提案いただくとともに、役務等を金銭に換算したときの相当金額を年額単位で、消費税及び地方消費税を含む額でご提案ください。

費用負担

ネーミングライツパートナーと市の費用負担は、次のとおりとします。

詳細については、双方協議の上、契約書等で定めることとします。

区分	ネーミングライツ パートナー	市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の看板等の表示変更（※1）	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更（※2）	○ （ネーミングライツ パートナー作成物に 限る）	○ （市作成物に限る）

（※1）：市が設置したものでない看板等の表示を変更する場合は、ネーミングライツパートナーが関係機関等と調整することとなります。

（※2）：印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、双方協議の上、変更時期等を決定します。

応募資格

個人及び次に掲げる方を除き、スポンサーになることを希望する方は応募いただけます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている企業等
- (2) 市から指名競争入札の指名停止措置を受けている企業等
- (3) 市税を滞納している企業等
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の企業等又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の企業等
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行う企業等
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種を行う企業等
- (8) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める企業等

ネーミングライツの愛称

愛称は、企業等の名称や商品名等を付けていただくことが可能です。次の条件を満たして愛称を付けてください。

- (1) 市民や施設等利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさ等、理解が得られる愛称で、原則 20 文字以内であること。
- (2) 小田原市有料広告掲載要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しないものであること。
- (3) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない又は生じるおそれがないものであること。
- (4) 施設の愛称設定条件を満たしたものであること。

※事前相談において、ご提案された名称についてご相談させていただく場合があります。

※優先交渉権者選定後に実施するネーミングライツ案に対する市民意見を聴取した結果、愛称として適切でないと市が判断した場合、愛称の変更を協議させていただきます。

※会社の統廃合等、真にやむを得ない場合を除き、契約期間内における愛称の変更は原則できません。

※ネーミングライツパートナーに付けていただく愛称は、施設の一般的な呼称で、**市が条例等で定めている施設名称は変更しません。**

【小田原市有料広告掲載要綱第 2 条第 1 項各号の規定】

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人又は法人の名刺広告（ネーミングライツにおける法人名又は製品名等の掲載を除く。）
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 良好な美観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (9) たばこに係るもの

- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において風俗営業と規定される業種又はこれに類似する業種に係るもの
- (11) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (13) 債権取立て、示談引受けに係るもの
- (14) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 占い又は運勢判断に係るもの
- (16) 興信所や探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの
- (17) 水着姿や裸体等を含むもの
- (18) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (19) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (20) 当該広告の内容について、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (21) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (22) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (23) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (24) その他広告として表示することが適当でないと認めるもの

【施設の愛称設定条件】

施設名	設定条件
小田原市生涯学習センター本館	・「けやき」を必ず入れてください。 ・生涯学習センターという施設の性質が分かる言葉（英語を含む）を必ず入れてください。
小田原市生涯学習センター国府津学習館	生涯学習センターという施設の性質が分かる言葉（英語を含む）を必ず入れてください。
小田原市立中央図書館	図書館という施設の性質が分かる言葉（英語を含む）を必ず入れてください。
郷土文化館	「郷土文化館」を必ず入れてください。
前羽福祉館	「福祉館」を必ず入れてください。
下中老人憩の家	「老人憩の家」を必ず入れてください。
生きがいふれあいセンターいそしぎ	「いそしぎ」を必ず入れてください。
ふらっと城山	「ふらっと城山」を必ず入れてください。
城山庭球場	なし ※今後、施設改修を行う可能性があり、実施した場合は1年程度施設の利用を中止する場合があります。
城内弓道場	なし
扇町クリーンセンター	なし
環境事業センター	なし
リサイクルセンター	なし

施設名	設定条件
街区公園（142 公園）	なし
城山公園	なし
小田原競輪場	「SENGOKU BANK」または「戦国バンク」を必ず入れてください。
サンサンヒルズ小田原	なし
下曽我市民集会施設	なし
学校給食センター	児童生徒へ配慮した愛称としてください。

ネーミングライツパートナーメリット

ネーミングライツの開始に当たり、ネーミングライツパートナーは、看板等の表示変更、パンフレット・封筒等の印刷物やホームページの表示変更を行うことを市では想定していますが、このほかにもネーミングライツパートナーメリットの希望がある場合はご提案いただけます。

いただいたご提案は、ネーミングライツパートナーと協議の上、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や関連法令の規定等を踏まえ決定しますが、ご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

※市が想定しているネーミングライツパートナーメリットの例は次のとおりです。なお、標識類や施設看板等で施設の屋外に愛称を標示する場合は、小田原市屋外広告物条例に準拠いただく必要があります。

- （１）標識類や施設看板等（市が管理するものに限る）への愛称の標示
- （２）施設パンフレット等の愛称記載
- （３）市の広報紙やホームページ等における施設名称は原則愛称を使用

※市民や施設利用者の混乱を避けるため、状況に応じて正式名称を併記する等の措置を講じる場合があります。

- （４）施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの（施設の利用、広告の掲出等）

応募方法と募集期間

（１）事前相談

お申し込み前に、内容を確認させていただくため、必ず事前相談を行っていただきます。

- ① 事前相談は、令和８年９月１８日（金）～令和８年１１月１９日（木）のうち、平日の午前９時～午後４時で実施します。事前にメールにて「民間提案型ネーミングライツ事前相談申込書」、事前相談希望日時を５日程ほどお送りください。
- ② いただいた内容を踏まえ、ご予約の日時をメールにてご連絡します。
※メールアドレスは shi-katsuyo@city.odawara.kanagawa.jp です。
- ③ ご質問がある場合は、事前相談の期間で受け付けますので、事前相談申込書にご質問内容をご記載ください。回答は施設ごとに事前相談をされた全ての企業等へメール等によりお示しします。
- ④ １つの企業等で複数の施設へ応募いただく場合は施設ごとに事前相談申込書をご用意ください。

(2) 応募申し込み

① **事前相談後**、次の応募書類をご用意いただきご提出ください。

ア 民間提案型ネーミングライツパートナー応募申込書

イ ネーミングライツの応募に関する誓約書

ウ 企業等の概要がわかるもの

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（発行から3か月以内のもの）

オ 納税証明書（国税（法人税等）・消費税及び地方消費税・都道府県税・市町村税について未納がないことの証明書、法人市民税（法人でない団体にあつては代表者の個人市民税）及び固定資産税について直近2年度分の納税証明書）

カ 直近3事業年度分の決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、附属明細書）

キ 役員の暴力団に関する警察への照会承諾書

② 1つの企業等で複数の施設へ応募いただく場合は、施設ごとに申込書をご用意ください。 この場合、応募書類のうちイ～キのご提出は1部で構いません。

③ 書類のご用意ができましたら、令和8年9月28日（月）～令和8年11月27日（金）の 平日午前9時～午後4時にご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

※ご持参いただく場合は「小田原市役所4階 資産マネジメント課」へお越しください。

※郵送いただく場合は、「〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300 資産マネジメント課」宛に、配達証明付書留郵便にてお送りください。なお、令和8年11月27日（金）までに必着としてください。

※応募書類の作成に要する経費は応募者負担とし、応募書類は返却いたしません。

ネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定

次のとおり、「資格要件確認」及び「提案選考」により行います。

(1) 資格要件確認

① 資産マネジメント課において次の5項目の資格内容を確認するとともに、小田原市有料 広告掲載要綱に基づく小田原市広告審査会において広告掲載に関する疑義を審査し、資 格要件を満たしているか確認します。

ア 応募が募集期間内であるか。

イ 応募申込書類が揃っているか。

ウ 応募申込書類に記載漏れがないか。

エ 応募者が資格条件を満たしているか。

オ 愛称が設定条件を満たしているか。

② 資格要件を満たしている場合のみ、提案選考を実施します。

(2) 提案選考

庁内組織の小田原市ネーミングライツパートナー選定委員会において、次の審査基準に基づき審査を行い、ネーミングライツパートナー優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点者を選定します。

【審査基準】

審査項目	主な視点	配点
契約期間中のネーミングライツ料	金額は妥当か	40 点
愛称	呼びやすいか、分かりやすいか、施設のイメージと整合しているか	40 点
経営の安定性	ネーミングライツ料を支払うことができる財務状況であるか	10 点
附帯提案の内容	施設の魅力向上や市民サービスの向上、地域活性化等に繋がるか	10 点

※応募が 1 者の場合でも、小田原市ネーミングライツパートナー選定委員会による審査を行い、優先交渉権者を選定します。なお、審査の結果、選定基準を満たす応募者がいなかった場合には、優先交渉権者を選定いたしません。

※選定結果は、全ての応募者に通知します。

※契約締結までの間に、優先交渉権者が応募資格を欠くこととなったときや、信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、又は、優先交渉権者選定後に実施するネーミングライツ案に対する市民意見を聴取した結果、優先交渉権者として適切でないと市が判断した場合、市は、選定を取り消すことができることとします。

市民意見の聴取

ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定後に、ネーミングライツ案（企業等の名称、愛称案、ネーミングライツ料、契約期間）を公表し、この内容への市民意見を聴取します。

聴取の結果を踏まえ、ネーミングライツ案の変更協議ができることとします。

契約の締結

- (1) 優先交渉権者と協議し、契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者と協議します。
- (2) 契約を締結したネーミングライツパートナーは、改めて企業等の名称を公表させていただくほか、ネーミングライツの内容を市ホームページ等で公表します。

ネーミングライツ料のお支払い

ネーミングライツの開始前に 1 年分を一括納付していただきます。ご契約後、施設担当課からネーミングライツ料の納付書をお渡ししますので、納付期限までにお支払いください。2 年目以降も開始日前に 1 年分を一括前納付していただきます。

契約の解除

- (1) 契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を欠くこととなったときや、信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了を待たずに契約を解除できることとします。なお、この場合における原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーにご負担いただきます。
- (2) 市の事情や責による契約の内容に適合しない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合の原状回復に必要な費用は、市が負担します。

ネーミングライツ料の返還

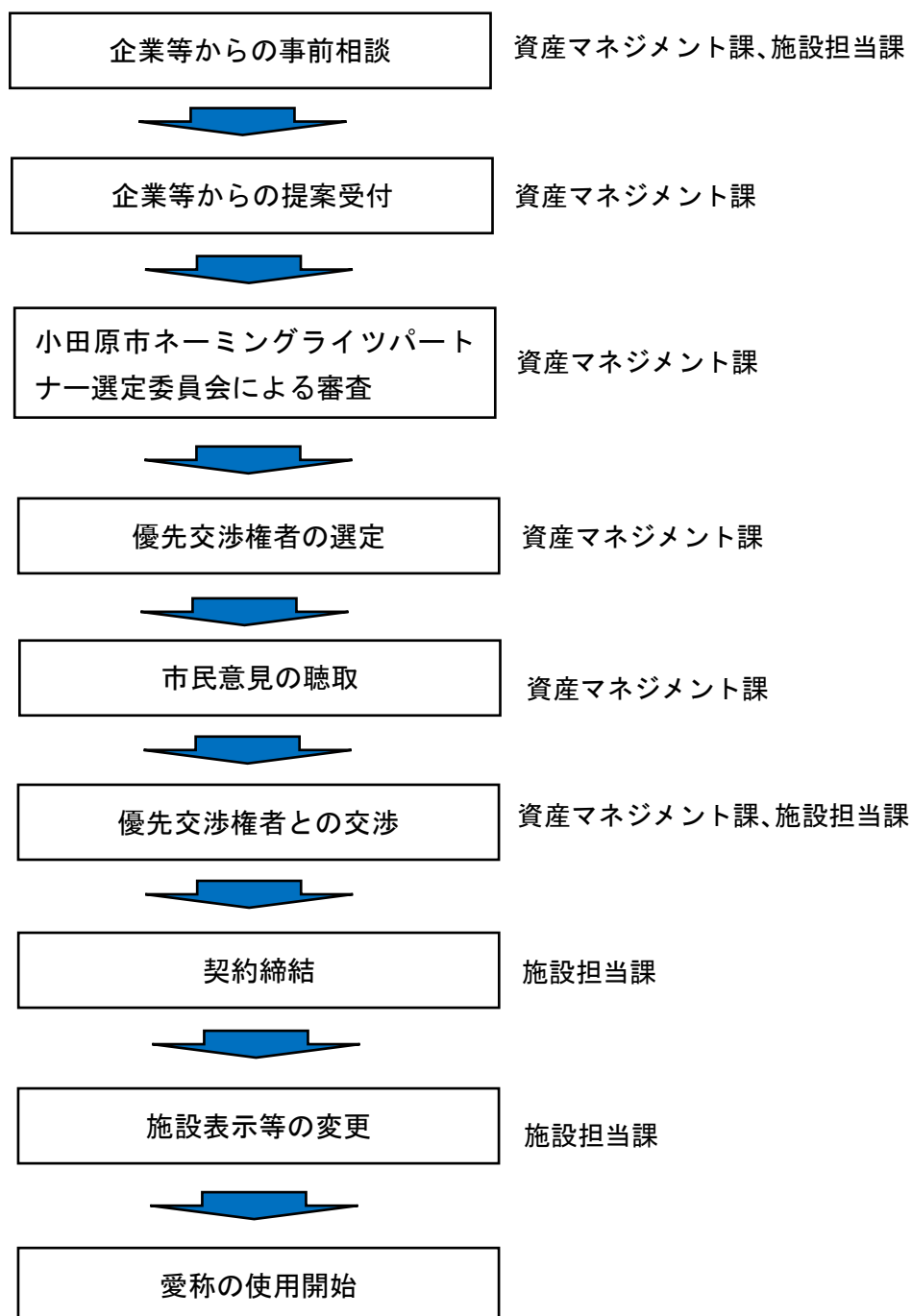
すでに納付されたネーミングライツ料は、原則返還いたしません。

ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰すことができない事由により契約の解除に至る場合は、契約期間の残期間に相当するネーミングライツ料を返還します。

<<参考>>

民間提案型ネーミングライツの導入までの簡易フロー

(担当部署)



<<お問い合わせ>>

小田原市役所 企画部 資産マネジメント課

◆住所：〒250-8555 小田原市荻窪300

◆電話番号：0465-33-1259

◆メール：shi-katsuyo@city.odawara.kanagawa.jp

◆市ホームページ：<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/municipality/administra/revenue/namingrights.html>

※市ホームページから、応募申込書等の様式をダウンロードいただけます。